鳥取県障がい者スポーツ振興指針

~誰もがスポーツを楽しむことのできる鳥取県を目指して~

2019年3月

鳥取県

目 次

Ι	指針の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
П	障がい者スポーツ振興の方策・・・・・・・・・・・3
1	幼児・児童・生徒の運動・スポーツの基礎づくり・・・・・・3
2	地域における運動・スポーツ活動の推進・・・・・・・・4
3	障がい者スポーツを支える人材の育成、環境の整備・・・・・・5
4	障がいのある人もない人も一緒に楽しむスポーツ環境の充実・・・・6
5	障がい者アスリートの育成・・・・・・・・・・・7
6	障がい者スポーツの普及に向けた啓発・・・・・・8
7	障がい者スポーツの推進体制の整備・・・・・・・・・・9
Ш	主な数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
布が	施総合運動公園における共生社会実現スポーツ拠点について・・・・・10

I 指針の考え方

本県では、鳥取県スポーツ推進計画を平成26年3月に策定し、すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県を目指し、これに沿って障がい者スポーツの振興を図ってきました。

全国障害者スポーツ大会でのメダル獲得率が向上し、世界レベルの大会で好成績をあげる活躍や、パラ陸上競技の全国大会を行うなど一定の成果をあげてきましたが、一方で、裾野拡大にも取り組んできたものの学校卒業後は運動をする機会が少なくなるなど、障がいのある人がスポーツしやすい環境づくりにはまだ課題もあるところです。

そこで、平成29年9月に制定されたあいサポート条例(鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例)において、障がい者スポーツの推進に係る規定を明記し、障がいのある人が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性や程度に応じたスポーツ機会の確保や必要な環境の整備などに取り組むこととしました。

また、平成30年夏には、布勢総合運動公園においてスポーツによる共生社会実現を目指した 拠点施設を整備することが決まり、これを機に障がいのある人もない人も県民誰もがスポーツに 親しみ楽しんでいただくため、障がい者一人ひとりに寄り添ってスポーツ指導できる「ガイド人 材」の県内各地での確保・育成を進めることとしています。

こうした動きを踏まえ、本県では、このたび障がい者スポーツ振興、スポーツを通じた共生社会実現を県民の皆さんと一緒にさらに推進するため、今後の方向性を示した指針を策定することといたしました。

この指針は、概ね2019年度から2023年度までの施策の方向を示したものであり、鳥取県スポーツ審議会において指針の取組状況を進捗管理していくこととします。

【障がい者スポーツ振興の方策】

- 1 幼児・児童・生徒の運動・スポーツの基礎づくり
- 2 地域における運動・スポーツ活動の推進
- 3 障がい者スポーツを支える人材の育成、環境の整備
- 4 障がいのある人もない人も一緒に楽しむスポーツ環境の充実
- 5 障がい者アスリートの育成
- 6 障がい者スポーツの普及に向けた啓発
- 7 障がい者スポーツの推進体制の整備

Ⅱ 障がい者スポーツ振興の方策

1 幼児・児童・生徒の運動・スポーツの基礎づくり

(1) 基本指針

障がいのある子ども(幼児・児童・生徒)の特性、適性に応じたきめ細かな対応等に 基づくスポーツ活動の推進

幼少期から障がいの有無に関わらず運動を始めることは、その後の成長期における運動・スポーツに取り組む意欲や意識を大きく左右することから、個々の特性や適性に応じた運動・スポーツ機会の創出は大変重要なものと考えられます。

幼児・児童・生徒期における教育現場の中で、障がい特性をふまえて運動機会を創出したり、 仲間同士で助け合い一緒に活動する環境を作りながら、スポーツを通した共生意識の醸成を図 っていくことを目指します。

(2)目指すべき内容

①学校体育と運動機会の充実による子どもの運動・スポーツの基礎づくり

【具体的な取組】

<学校体育の充実>

- ○幼・小・中・高・特別支援学校の園長、学校長のリーダーシップによる園、学校における スポーツの基盤づくりと体力・運動能力向上の推進
- ○新学習指導要領の趣旨を踏まえた個に応じた体育学習充実の支援
- ○障がい者スポーツ指導員 (注1) 等の派遣による小・中・高・特別支援学校の児童・生徒の 体育・運動部活動の充実
- ○小・中・高等学校における体育の授業での障がいのある児童・生徒の見学を可能な限りゼロにする取組

<運動機会の充実>

- ○障がいのある子どもが優先してスポーツを行うことの出来る場の設定や用具・環境の整備
- ○障がいのある子どもや親がパラリンピックやデフリンピックで活躍した選手等と接し障がい者スポーツを知る環境の充実
- ○スポーツ少年団、運動部活動における障がい児に配慮した運営の改善・充実への支援
- ○特別支援学校間の連携や特別支援学校と小・中・高等学校との連携によるスポーツ機会の 充実 【耳の日の小学生スポーツ教室】

②スポーツを始める段階における支援体制の充実 【具体的な取組】

- ○障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性・適性に 応じたスポーツ環境の充実
- ○学校と放課後児童クラブ、総合型地域スポーツクラブ(注2)等が連携する取組の支援
- ○成長過程に応じた医科学サポート(注3)の実施と調査
- (注1) (公財) 日本障がいスポーツ協会が認定する指導者。 障がい者にスポーツを指導したり、スポーツクラブなどに障がい者スポーツを導入するといった役割を果たす。初級・中級・上級の区分がある。(本県では 2018 年度現在 300 人)
- (注2) 身近な地域で、子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベル に合わせて参加できる、地域住民により自主的・主体的に運営されるクラブ。
- (注3) 医学・生理学・心理学・栄養学など様々な領域の研究成果に基づき選手の能力を評価・診断し、競技力の向上に役立てるもの。



2 地域における運動・スポーツ活動の推進

(1) 基本指針

障がい者の特性、適性に応じたきめ細かな対応や配慮に基づくスポーツ活動の推進

社会に出ると、幼児・児童・生徒期のような体育・スポーツに触れ楽しむ機会が減少し、また自分に合ったスポーツやトレーニング法をサポートする人材にも限りがあることから、スポーツをしない方が増える傾向にあります。

このため、一人ひとりに応じたきめ細やかなサポート体制を有するスポーツ拠点を整備し全 県に展開していくとともに、これを支える人材の確保や人的ネットワークの確立に取り組み、 地域で運動・スポーツしやすい環境づくりやスポーツにふれるきっかけづくりを進めていきま す。 【休日に開催されるスポーツ教室】

(2) 目指すべき内容

①誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実

【具体的な取組】

く機会の充実>

- ○誰もが取り組みやすいニュースポーツ_(注1) やイベントなどのスポーツ機会の充実と情報発信
- ○障がいのある人が取り組みやすいスポーツやレクリエーション活動の普及
- ○放課後、休日、長期休業中に特別支援学校、体育施設等を活用して在校生、卒業生、障がいのある地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組の普及や地域への情報発信と理解 促進
- ○国内外の地域とのスポーツ交流の促進

く環境づくり>

- ○障がいのある人が優先してスポーツを行うことができる環境の整備
- ○総合型地域スポーツクラブを障がい者スポーツの場としての活用の促進

②スポーツを始める段階における相談・指導体制の実現

【具体的な取組】

く適切な指導>

- ○スポーツを始める、続けるための相談体制の整備
- ○スポーツに関心を持ち親しむためのアウトリーチによる取組の充実
- ○障がい者スポーツを行う者に対する障がい特性・適性の理解、配慮をしたきめ細かな対応

<連携・サポート>

- ○学校と家庭・職域とが接続・連続された取組の促進
- ○医療機関や社会福祉関係団体、障がい者施設等と連携したスポーツを行っていない者や中 途障がい者への支援
- ○障がい者スポーツ指導者が活動する場の充実、医師・トレーナーを含む指導者ネットワークの組織化、関係団体間の情報共有や連携協力の推進
- ○地域資源(人材、体育施設、公園、大学、専門学校、自然環境等)を活用した地域全体で の障がいのある人の受入促進と体育施設間の連携強化
- (注1) 技術やルールが比較的簡単で、誰でもどこでもいつでも容易に楽しめることを目的に新しく考案したり紹介されたスポーツ。 (スカットボール、羽根っこゲーム、カローリング、スポーツ吹き矢、輪投げ、バッゴー、ラダーゲッターなど)



3 障がい者スポーツを支える人材の育成、環境の整備

(1)基本指針

地域における障がい者スポーツを支える人材の育成とスポーツ環境の充実

障がいがあっても周りの人々からのスポーツへの誘いを受けたり、一緒に楽しむことの喜びをわかちあうことで、スポーツを始めたり続けたりする意欲が増す可能性は高く、地域においてスポーツする環境を創造していくことが大切です。

このために、障がいの特性とスポーツの特性を理解しマッチングやコーディネートできる人材を育成し、多種多様なニーズに応えることができる環境づくりを進めます。

(2)目指すべき内容

①障がい者スポーツ指導者の育成・活用の拡充

【具体的な取組】

- ○スポーツ指導者やスポーツ競技団体の障がい特性・適性等障がい者理解の促進
- ○障がい者スポーツ指導者や経験者等の研修の充実
- ○障がい特性・適性を理解し適切なスポーツへの導入・継続した支援ができる障がい者スポーツ「ガイド人材」(注1)の育成及びその活用による地域でのコーディネート、マッチングの充実
- 〇小・中・高・特別支援学校教員・保護者、福祉施設職員、企業職員等への障がい特性・適性をふまえた障がい者スポーツの理解促進
- ○障がい者スポーツを支援するボランティア(障がい者自身を含む)の育成、活用
- 〇スポーツ推進委員 (注2) 等への障がい者スポーツへの参画促進と障がい者スポーツ団体と の協力体制の強化
- ○民間スポーツクラブや公立体育施設職員等の障がい者スポーツ資格取得等による障がい 者スポーツ理解の促進
- ○全国障害者スポーツ大会及び中国・四国ブロック予選会へ派遣する監督・コーチの障がい 者スポーツ指導員資格取得の促進

②障がい者スポーツを振興するための環境の充実 【具体的な取組】

- ○体育施設のバリアフリー化、芝生化などの整備と用 具の充実
- ○障がいのある人に配慮した体育施設の運営
- ○障がい者福祉施設、グループホームなどへの障がい 者スポーツ用具の設置・貸出しの促進



【障がい者スポーツ初級指導員資格取得講習会の様子】

- (注1) 障がい者スポーツ「ガイド人材」(障がい者一人ひとりに寄り添ってスポーツを教える、サポートする又は障がい者スポーツを 応援する者)。
- (注2) 市町村から非常勤職員として委嘱され、当該市町村におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う者。

4 障がいのある人もない人も一緒に楽しむスポーツ環境の充実

(1) 基本指針

障がいのある人とない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

幼稚園や保育園での運動から始まり、学校教育期間は体育授業など運動を行う機会が保たれるものの、卒業後は運動を行う機会を持つことが難しくなっています。

このような現状の中、インクルーシブな視点に立って、障がいの有無にかかわらずすべての 人がスポーツできる環境を構築していくためには、様々な場面で状況に応じた対応が求められ ます。

このため、学校現場、地域、職域などにおいて、障がい特性を理解する機会を創出し共生意 識を醸成してくための取組を進めていきます。

(2) 目指すべき内容

障がいの有無にかかわらず一緒にスポーツを行う機会の創出

【具体的な取組】

<学校>

- ○学校教育におけるスポーツを通じた障がいのある子どもとない子どもの交流・共同学習に よる相互理解の推進
- ○保護者を対象とした障がい者スポーツへの理解促進
- ○子どもが障がい者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることによる保護者が障がい 者スポーツに興味や関心を抱く相互作用効果の活用

<地域>

- ○鳥取県民スポレク祭等のスポーツ大会に障がいのある人の参加を組み込む取組の促進と これをモデルとした障がいのある人とない人が一緒に楽しむスポーツ・レクリエーション プログラムの拡大
- ○地域のスポーツクラブへの障がいのある人の参加促進
- ○障がいのない人に対する障がい者スポーツの理解の促進
- ○精神障がいのある方に配慮したスポーツイベントの運営

<職域>

- ○障がい者スポーツ (ユニバーサルなスポーツ) 促進のための企業等への働きかけ及び支援
- ○あいサポート登録企業に対する障がい者スポーツの情報提供と理解促進

<連携・サポート>

- ○地域において障がいのある人とない人が一緒に楽しめる場をつくる 企画・立案のできる人材の育成
- ○県体育協会、県レクリエーション協会、県障がい者スポーツ協会の連携・協働の強化



【障がいのある人もない人も一緒になって楽しむ 「あいサポート・スポーツフェスティバル」】

5 障がい者アスリートの育成

(1) 基本指針

競技力向上に向けた人材養成やスポーツ環境の総合的な整備

障がいを理由にスポーツを行わない、成人後はスポーツする機会がないためスポーツを行わないなどスポーツをしない障がいのある人が多く存在します。

無限の可能性を秘める能力をうまく引き出し、個々の能力に応じた障がい者アスリートを育成していくことは、障がい者スポーツを振興していく上でも重要な要素となっており、障がい者アスリートの育成を促進するための人材育成や環境整備などを進めていきます。

(2) 目指すべき内容

(1) 障がい者アスリートを育成するための人材育成

【具体的な取組】

- ○障がい者アスリートを育成するための指導者の育成
- ○小・中・高、特別支援学校等での障がい者アスリートの発掘
- ○日本スポーツ協会が認定する有資格者の活用
- ○女性アスリートを育成するための指導者や団体の育成

②障がい者アスリートを育成するための環境整備

【具体的な取組】

<システムづくり>

- ○発達段階に応じたジュニア期の一貫指導体制の充実
- ○成年を対象とした障がい者スポーツ強化体制の確立
- ○障がいのある人が各種全国大会等へ出場しやすい環境の整備
- ○障がい者アスリートの声を反映させる機会の創出
- ○2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けたアスリートの支援

<連携・サポート>

- ○県体育協会や県障がい者スポーツ協会などの関係機関等と連携したサポート体制の充実
- ○医科学サポート体制の充実
- ○ドーピング防止と教育の徹底
- ○特別支援学校での運動部活動の振興
- ○高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携した障がい者アスリート雇用の推進
- ○障がいのある人の人権を侵害する暴力やハラスメントの防止







【鳥取県でも障がい者アスリートが大活躍】

6 障がい者スポーツの普及に向けた啓発

(1) 基本指針

県民に向けた障がい者スポーツに対する理解促進

全国に広まっているあいサポート運動の発祥の地である本県では、共生社会づくりに対する 理解は進んでいるものの、障がいのある子どもがスポーツに親しむ機会や障がい者スポーツを 見る機会、障がい者アスリートにふれる機会や応援する機会はまだ十分ではありません。

様々な機会を活用しながら障がい者スポーツに対する理解を深める取組を進めていきます。

(2)目指すべき内容

障がい者スポーツの普及啓発の充実・強化

【具体的な取組】

<発信>

- ○マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した情報発信の強化
- ○県内各地での様々な障がい者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施及びその情報発 信・運営方法等の工夫
- ○全国ろうあ者体育大会の開催など大会応援を通じた県民の意識醸成と障がい者スポーツ の聖地としての全国発信
- ○障がい者自身が主体的・積極的に障がい者スポーツの魅力を発信できる環境の強化

く研修>

- 〇小・中・高・特別支援学校教員・保護者、福祉施設職員、企業職員等への障がい特性・適性をふまえた障がい者スポーツの理解促進
- ○民間スポーツクラブや公立体育施設職員等の障がい者スポーツ資格取得等による障がい 者スポーツ理解の促進

<企業との連携>

- ○障がい者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業の取組の紹介と表彰・認定する仕 組みの導入
- ○企業における障がい者アスリート雇用の促進と障がい者スポーツの推進

【コラム】現在進めている共生社会ホストタウンの取組

鳥取県と鳥取市は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの街づくりを目指す「共生社会ホストタウン」として、5月29日に国に登録されました。

今後、パラリンピックジャマイカ代表選手の2020東京大会事前キャンプ 受入等を契機に、両県市で連携してまちのユニバーサルデザイン化や施設・心 のバリアフリー化を促進するほか、障がい者がスポーツに親しむことができる 機能・体制の一体的整備を進めるます。

《共生社会ホストタウンとは》

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、参加国・地域のパラアスリートとの交流をきっかけに、障がい者や高齢者など誰もが住みやすい街づくりを推進するホストタウン。共生社会実現のための「ユニバーサルデザインの街づくり」や「心のバリアフリー」の取組を地域主導で加速させるとともに、パラリンピックに向けた機運を全国に波及させることを目的とする制度です。

·登録自治体:全国13団体



【登録決定横断幕掲出式】

7 障がい者スポーツの推進体制の整備

(1) 基本指針

障がい者スポーツの推進体制の整備等

障がい者スポーツを振興していく上で、関係する組織や機関、団体等が連携を図り協力しながら進めていくことが大切です。

また、2020年には日本財団との共同プロジェクトで布勢総合運動公園に共生社会実現スポーツ拠点が整備されます。

このため、このスポーツ拠点を核に日本一のスポーツ実施率を目指し、全県で関係団体等の 連携強化を図る取組を進めるとともに、幅広く障がい者スポーツを指導する人材や障がい者スポーツを支える人材の育成による相談指導体制を整え、総合的に障がい者スポーツを推進する 体制を構築していきます。

(2) 目指すべき内容

スポーツ推進に向けた各組織の連携と一体的・総合的な取組の充実

【具体的な取組】

<組織間連携>

- ○県と県障がい者スポーツ協会 (注1)、県体育協会、県レクリエーション協会等の各スポーツ関係団体との連携
- ○全県的なスポーツイベントにおける各スポーツ関係団体の連携
- ○県レベル、市町村レベルの行政・福祉・スポーツ関係団体の連携強化
- ○教育行政での学校体育部門と特別支援教育部門の連携

<体制づくり>

- ○スポーツを始める又は続けるための相談体制の整備(全県的な推進センターや地域サテライト体制の構築)
- ○障がい者スポーツ団体等が相談できる体制づくり

<組織基盤強化>

- ○ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障がい者スポーツ団体の体制整備と情報公開
- (注1) 県内の障がい者がスポーツ活動を通じて心身の健全な育成を図ることで、自立と社会参加を促進すると共に共生社会の実現に 寄与することを目的として設立された法人。

Ⅲ 数値目標(2023年度)

- ・障がい者スポーツ指導員(初級~上級)数 300人(H31.1月末)から450人へ
- ・全国障害者スポーツ大会メダル獲得率 60%以上

布勢総合運動公園における共生社会実現スポーツ拠点について

布勢総合運動公園では、段階的にバリアフリー化を進めてきているところですが、平成30年7月には、日本財団との共同プロジェクトにより、公園内に共生社会実現のためのスポーツ拠点施設を整備することが決まりました。

この拠点施設では、スポーツ指導員が常駐し、スポーツに取り組んでみたい方、スポーツ能力を高めたい方等を対象に、障がいの特性や適性等に応じて一人ひとりに寄り添ったスポーツ指導を行うこととしており、2020年度の運用開始に向けて、施設整備、体制整備を進めています。

併せて、これを機に、県民の誰もがどこでもスポーツに親しみ楽しむことができるよう、障がい者 スポーツガイド人材を県内各地で育成し確保する取組を進めています。

《スポーツ拠点の概要》

- ○設置場所 布勢総合運動公園第5駐車場(鳥取県民体育館に隣接)
- ○設置管理 鳥取県障がい者スポーツ協会
- ○延床面積 696 m²
- ○主な諸室
 - スポーツ広場

(ボッチャコート2面が確保できるサイズ)

・トレーニングルーム

(障がい者が利用可能なマシン設置)

・マルチルーム

(障がい児や重度障がい者対応可能)

• 相談室

(障がい者スポーツに関する相談コーナー)

交流サロン

(障がい者団体等が交流できるスペース)

・更衣室・トイレ

(障がい者対応、シャワー室あり) など



【拠点施設のイメージ】

○活用のイメージ

- ・特別支援学校生徒のスポーツ体験(授業時間を活用した体験活動、特別活動としての1日コースの開設等)
- ・スポーツ教室の開催
- ・重度障がい者等を対象としたスポーツ教室(療育園等の体験活動の受入等)
- ・障がい者スポーツに関する相談対応
- ・体力測定及びそのデータ管理(特別支援学校等との連携による体力測定、データ管理と適切な運動指導等)

《鳥取県が進める障がい者スポーツガイド人材の育成》

県では、鳥取県障がい者スポーツ協会に障がい者スポーツプロデューサーを配置して、障がい者スポーツを支える人材 (障がい者一人ひとりに寄り添ってスポーツを教える、楽しませる、サポートする又は障がい者スポーツを応援する者) の育成を行っていきます。

例)

- ・特別支援学校・学級の教員を対象とした研修 (長期休暇を活用した半日・1日体験研修、教員の研修課程 への組み込み等)
- ・体育施設及び福祉施設指導員を対象とした研修 (現にあるスポーツ教室を活用した OJT 研修、スポーツ体験 教室の開催等)
- ・障がい者スポーツ指導員を対象としたスキルアップ研修
- ・障がい者スポーツ・ボランティアを養成するための研修 (座学と体験、教室を組み合わせた半日・1日の短期研修、 習熟度別研修等)



【新たな事業としてスタートした人材育成事業】